

令和 8 年度 直方市企業型奨学金返還支援事業補助金申請の手引き

1. 制度概要

本市では、市内中小企業者による奨学金返還支援制度の導入を促進し、人材確保及び定着支援を図るため、従業員の奨学金返還を支援する中小企業者に対し、補助金を交付します。

2. 補助対象事業

次のいずれかの方法により、従業員の奨学金返還を支援する事業です。

- ① 従業員に対し、奨学金返還支援手当等を支給する場合
- ② 企業が従業員に代わって奨学金を返還する場合(代理返還)

※支援制度については、就業規則や賃金規程等に明文化されている必要があります。

3. 補助対象事業者

申請日時点で、次の全ての要件を満たす事業者が対象です。

- ① 市内に事業所を有する※中小企業者(P.7 別表参照)
- ② 市税等の滞納がないこと
- ③ 暴力団等に該当しないこと
- ④ その他、市長が適当と認める者

4. 対象従業員

申請日時点で、次の全ての要件を満たす従業員が対象です。

- ① 雇用期間の定めのない正社員であること
- ② 奨学金を返還中または返還開始予定であること
- ③ 勤務地が市内事業所であること
- ④ 役員等でないこと
- ⑤ 事業主と生計を同一にする親族等でないこと(一定の場合を除く)
- ⑥ 他団体から同一の奨学金返還支援を受けていないこと

5. 対象となる奨学金

次の貸与型奨学金が対象です。

- ① 独立行政法人 日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ② 地方公共団体、大学及び民間企業・団体等が貸与する奨学金

※教育ローンは対象外です。

6. 補助対象期間

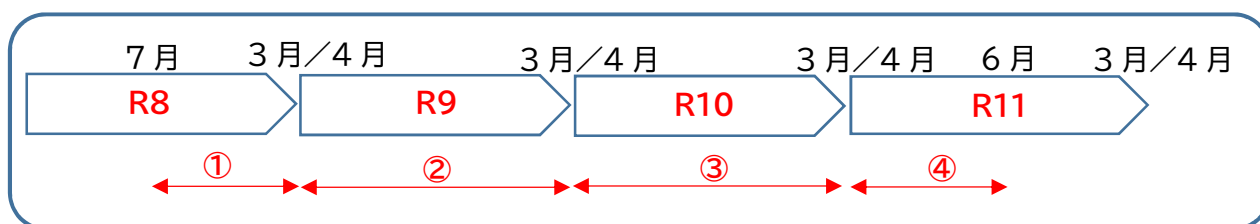
初回申請日が属する年度において、最初の返還月から起算して連続する 36 か月(3 年)を上限とします。申請は年度ごとに必要です。

7. 補助額

1 年度につき、申請日が属する年の 4 月から翌 3 月までの間に、企業が対象従業員へ支給した手当等又は代理返還した額の 2 分の 1 を、年度末の実績報告受理後に一括支給します。
(補助上限額:15 万円/年度※) ※補助対象期間が 12 か月に満たない場合は、月額 1 万 2,500 円に当該年度の補助対象月数を乗じた額を上限とします。

【例】

令和 8 年 7 月から返還支援を開始。企業が従業員 3 名に毎月 15,000 円の奨学金返還支援手当を支給した場合



(補助対象期間)

令和 8 年 7 月～令和 11 年 6 月の 36 か月分

(補助額)

① 令和 8 年度(令和 8 年 7 月～令和 9 年 3 月※9 か月)

$15,000 \text{ 円} \times 9 \text{ か月} \times 3 \text{ 人} \times 1/2 \div 202,000 \text{ 円}$ (千円未満切捨て)

※補助対象期間が 12 か月に満たないため

補助上限額 $12,500 \text{ 円} \times 9 \text{ か月} = 112,500 \text{ 円} \Rightarrow$ 「112,500 円」を一括支給

② 令和 9 年度(令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月※12 か月分)

$15,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \times 3 \text{ 人} \times 1/2 = 270,000 \text{ 円}$

$\Rightarrow$ 「150,000 円」を一括支給(上限 15 万円)

③ 令和 10 年度(令和 10 年 4 月～令和 11 年 3 月※12 か月分)

$15,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \times 3 \text{ 人} \times 1/2 = 270,000 \text{ 円}$

$\Rightarrow$ 「150,000 円」を一括支給(上限 15 万円)

④ 令和 11 年度(令和 11 年 4 月～令和 11 年 6 月※3 か月)

$15,000 \text{ 円} \times 3 \text{ か月} \times 3 \text{ 人} \times 1/2 \div 67,000 \text{ 円}$ (千円未満切捨て)

※補助対象期間が 12 か月に満たないため

補助上限額 $12,500 \text{ 円} \times 3 \text{ か月} = 37,500 \text{ 円} \Rightarrow$ 「37,500 円」を一括支給

(申請が必要な年度)

令和 8 年度～令和 11 年度(4 回)

8. 申請方法

以下の書類を申請期間内に提出してください。

【必要書類】

① 直方市企業型奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)

※事業計画書(別紙 1)

② 履歴事項全部証明書(個人事業主は開業届等)

③ 支援制度に係る内部規定等(就業規則、賃金規定等)

④ 対象従業員の雇用関係、雇用形態が確認できる書類(労働条件通知書、雇用契約書等)

⑤ 対象従業員の勤務地が確認できる書類(労働者名簿等)

⑥ 対象従業員の返還額等が分かる書類(返還明細書等)

⑦ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書

⑧ その他市長が必要と認める書類

※2 年度目以降の申請に当たっては、②～⑦までの書類は提出を省略することができます。

ただし、前回申請に変更があった場合は別途書類の提出が必要となります。

※事業計画書には対象従業員の署名又は記名押印が必要

【申請期間】

令和 8 年 7 月 1 日(水)～令和 9 年 3 月 31 日(水)

【提出先】

直方市役所 商工観光課 工業振興係(本庁 5 階 54 番窓口)

〒822-8501 福岡県直方市殿町 7 番 1 号 Tel:0949-25-2159

9. 交付決定について

上記の申請書類の審査後、審査の結果を送付します。

補助金の申請から交付決定までは、通常 2 週間程度の期間を要します。

10. 変更申請が必要な場合(交付決定後)

交付決定後、以下の事由が生じた場合は、速やかに変更承認申請書(様式第 5 号)と一緒に必要書類を提出してください。

① 支援制度の内容を変更した場合

② 対象従業員が退職した場合

③ 対象従業員を追加・変更した場合

④ 支援額を変更した場合

⑤ その他申請内容に変更が生じた場合

11. 実績報告

以下の実績報告書を提出してください。

【必要書類】

- ① 直方市企業型奨学金返還支援事業補助金実績報告書(様式第 7 号)
- ② 手当支給、又は代理返還の実績が分かる書類(給与明細書、送金控等)
- ③ 対象従業員の奨学金が返還されたことを証する書類
- ④ その他市長が必要と認める書類

【提出期限】

令和 9 年 3 月 31 日(水)

12. スケジュール

(R8.7 月) 交付申請

交付・不交付決定

(R9.3 月) 実績報告

(R9.4 月) (確定通知・請求後)補助金交付(1 年度分まとめて)

13. 交付決定の取り消し、補助金の返還について

交付決定を受けた方が、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。また既に補助金が交付されているときは、その補助金の返還について、期限を定めて、返還を命じます。

- ① 虚偽その他不正の手段により補助金を受けた場合
- ② 法令又は要綱に違反した場合
- ③ その他市長が不適當と認めた場合

14. Q&A

【事業全般について】

No.	Q	A	該当頁
1	教育ローンは対象ですか？	対象外です。	P.1 5.対象となる奨学金
2	今年度、補助金の交付を受けた場合は、来年度以降も継続して補助金を受けられますか？	市の補助事業が続く限り、継続して補助金の交付を受けることは可能です。補助金の1会計年度あたりの交付上限額は 15 万円(当該年度の対象期間が 12 か月に満たない場合は、対象月	P.2～3 7.補助額 8.申請方法

		数に月額1万 2,500 円を乗じた額)となります。なお、申請は毎年度行っていただく必要があります。	
3	奨学金の返還計画を変更して繰上返還した場合の返還額も対象ですか？	申請・変更申請なく繰上返還した場合は補助対象外です。繰上返還をご検討されている場合は事前にご相談ください。	P.2 7.補助額
4	奨学金を滞納した場合の返還金の追納分は対象ですか？	追納分は対象外です。ただし申請日が属する年の 4～翌 3 月までの間に返還金を新たに滞納したものの、同期間中に追納したことが書面等により確認できる場合は、その返還額は補助の対象とします。	P.2 7.補助額
5	途中で市外勤務または離職した後に、再び市内勤務または就職した場合の補助対象期間はどれになりますか？	市内事業所への勤務期間のみが補助対象となります。市外勤務または離職期間は補助対象外となりますが、その期間も補助対象期間(36 か月)に含みます。	P.2 7.補助額
6	期間中に市外勤務または離職した期間を含む場合はどれになりますか？	転勤日・退職日の属する月までに返還した金額が補助の対象です。またその後、再び市内勤務または就職した場合は、再勤務日または再就職日の属する月以降に返還した金額が補助の対象です。	P.2 7.補助額

【補助事業者について】

7	中小企業者とは具体的にどのような事業者のことですか？	中小企業基本法(昭和38年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び別表に定める者です。(P.7 をご確認ください)。ただし、国又は地方公共団体が出資、設立又は運営に関与する者は対象外です。	P.1 3.補助対象事業者 P.7 別表
8	本店・本社は市外ですが、直方市内に事業所(支店・営業	対象です。	P.1 3.補助対象事業者

	所等)がある場合、補助金の対象となりますか？		
9	個人事業主も対象ですか？	対象です。	P.1 3.補助対象事業者
10	奨学金返還支援は実施していますが規定等は設けていません。補助金の対象となりますか？	企業が従業員への奨学金返還支援を行うことについて、就業規則や賃金規則等の社内規定で制度を明文化した上で実施していただくことが要件となっております。申請をされる場合は、申請前に社内規定の整備をお願いいたします。	P.1 2.補助対象事業

【対象従業員について】

11	正規雇用でない場合は対象になりますか？	対象外です。	P.1 4.対象従業員
12	対象従業員は新卒採用者に限りますか？また、年齢要件はありますか？	新卒・中途採用を問わず、既存の従業員も対象となります。年齢要件はありません。	P.1 4.対象従業員
13	「正社員」とは試用期間が終了し、正式に雇用が開始された者である必要がありますか？	勤務先の企業等の就業規則等において定められた正社員等に該当する方であれば、試用期間であるか否かを問いません。	P.1 4.対象従業員
14	「役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと」とは、どのような者のことをいいますか？	取締役や理事などの役員は、法人や個人事業主が行う経営に責任のある立場であることから、対象従業員とはなりません。	P.1 4.対象従業員
15	個人事業主と同居している親族は対象となりますか？	対象外です。 ただし、勤務実態、勤務条件が対象従業員以外の従業員と同様であると認められる場合は、対象となります。	P.1 4.対象従業員
16	他の自治体から直方市と同様の補助金を受けている場合、直方市の補助金を同時に受ける(併用する)ことはできますか？	奨学金返還支援を目的とした他の助成金等と、本補助金の併用は認めていません。	P.1 4.対象従業員

【その他】

17	現在、手当等の支給により 従業員の奨学金返還を支援 しており、代理返還に切り替 えたいのですが、どうしたら いいですか？	代理返還の手続きに関するご相 談につきましては、日本学生支 援機構等へ直接ご確認ください。	
----	--	---	--

※中小企業者の範囲

・別表(要綱第 2 条関係)

(中小企業者)

(下記のいずれかを満たすこと)

業種区分	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 (⑤を除く)	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業(⑥⑦を除く)	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下
⑤ゴム製品製造業(自動車又 は航空機用タイヤ及びチュー ブ製造業並びに工業用ベル ト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
⑥ソフトウェア業、情報管理 サービス業	3 億円以下	300 人以下
⑦旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
⑧その他の業種(上記以外)	3 億円以下	300 人以下

(その他の法人)

⑨組合、連合会	中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 2 条第 1 項第 6 号から第 8 号に規定される組合及び連合会
⑩医療法人、学校法人、社会 福祉法人	上記③サービス業に準じる者
⑪社団法人(一般・公益)	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従 業員規模以下の者
⑫財団法人(一般・公益)	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従 業員規模以下の者
⑬特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従 業員規模以下の者